県有財産貸付に係る一般競争入札参加者募集要項

県有財産貸付の一般競争入札への参加申込みにあたっては、この募集要項及び別添契約書（案）の記載事項を承知するとともに、物件説明書等を参考に必ず現地を確認した上でお申し込みください。

１　貸付物件

土地の表示

物　　件　　名	旧舞鶴地区宿舎Ｃ地区
所　在　地（地番）	大分市舞鶴町１丁目６７番
地　　目（公簿）	宅地
面　　積　（㎡）	1,861.52 ㎡（公簿）

貸付期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

【物件の事前確認について】

（１） 現地説明会について

・現地説明会は開催しませんので、入札参加申込者ご自身において、必ずあらかじめ現地を確認してください。

・この募集要項及び「物件説明書」は貸付物件の概要です。入札参加申込みを行う前に、必ず申込者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。

（２）物件の引渡し・返還

・物件は現況のままで貸付を行います。

・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。

・雑草の草刈、工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外を問わず、一切大分県では行いません。

・貸付期間内であれば、隣接地との境界にあるフェンスを除き、敷地内の工作物を撤去することが可能です。事前に県有財産経営室に「原形変更承認申請書」の届け出を行ってください。なお、返還時に撤去した工作物の原形回復を求めない場合があります。

・貸付期間内であれば敷地内に新たに工作物を設置することが可能です。返還時には設置した工作物は撤去し、原形回復を行ってください。大分県では補修や上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給施設への負担金の支出等は一切行いませんので、関係機関及び供給処理施設にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

いずれも事前に県有財産経営室に「原形変更承認申請書」の届け出を行ってください。返還時において、原形回復が極めて困難と思われる内容は設置を許可できない場合があります。

・地下埋設物及び地盤に関する調査、電波障害の調査は行っておりません。

２　入札参加の申込方法

（１）提出書類

申込書等：一般競争入札参加申込書
誓約書
役員等一覧（法人の場合）

注１）申込者の住所、氏名について、個人の場合は住民票記載のものを、法人の場合は、法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）記載のものを、正確に記入してください。

注２）申込書の使用目的は、具体的に記載してください。

例：○○会社社員駐車場○台
○○会社および□□会社来客者駐車場計○台（表示板をフェンスに設置）

（２）申込先及び申込方法

①申込先

〔所属名〕　大分県総務部県有財産経営室
〔郵便番号・住所〕　〒８７０－８５０１　大分市大手町３丁目１番１号
〔電話番号・ＦＡＸ番号〕　TEL097-506-2972　FAX097-506-1830

②申込方法

持参又は郵送（配達の記録が残る方法に限る）またはメールのいずれかによる。

注）郵送の場合、下記申込期限〔令和８年１２月１１日（金）午後４時〕までに必着とし、提出書類に不備等がある場合は期限内に修正すること。

注）メールの場合は、送信後、速やかに到着の確認を電話で行うこと。また、提出書類に不備等がある場合は期限内に修正が完了すること。

（３）受付期間（申込期限）

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月１１日（金）まで
〔受付時間〕午前９時から午後４時まで
ただし、土曜・日曜及び祝日の閉庁日を除きます。

注）申込期限までに一般競争入札参加申込がない場合は、入札を中止します。

（４）契約条項を示す場所及び日時

契約書、位置図、写真等は、大分県ホームページへの掲載により契約条項を示す。

（５）提出書類等の指定

入札参加申込及び入札に必要な書類については大分県ホームページへの掲載及び前記（２）①の申込先に前記（３）の受付期間で配布しておりますので、県が指定するものを使用してください。

３　入札参加者の資格

次の各項目のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。
また、県有財産を貸し付ける際の入札参加資格確認のため、申込者（法人の場合は役員等

を含む）が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。

（１）一般競争入札参加申込書を期限までに提出していない者

（２）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（３）破産者で復権を得ない者

（４）次のいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者

①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（申込があったにも関わらず契約を締結しなかった者を含む）

⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（５）自己又は自己の役員等（注）が、次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合

（注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員が役員となっている事業者

④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

４　無効申込み

次のいずれかに該当する申込みは、無効となります。

①入札参加者として資格がない者のした申込み

②所定の申込書によらない申込み

③住所・氏名の記入漏れ、その他申込み要件を認定しがたい申込み

④前各号に定めるものを除くほか、売却担当課・室において特に指定した事項に違反

した申込み

５　入札及び開札の日時及び場所

（１）日　時　令和８年１２月１８日（金）午前１０時００分
※受付は午前９時５０分から午前１０時００分まで

（２）場　所　大分市大手町３丁目１番１号
大分県庁舎本館４階４１会議室
※受付は同会議室

（３）その他　①入札書は封筒に入れ、封筒の表面に氏名又は名称を記入してください。
②郵便による入札は認めません。
③入札、開札は、引き続いて行います。
④開札した場合において、落札者がいないときは、再入札を行うことがあります。
⑤受付時間は厳守です。遅れた方の入札参加は認められません。
⑥県庁舎の外来者用駐車場は利用できません。公共交通機関または有料駐車場等を利用してください。
⑦入札会場には、申込者又はその代理人のみ入場できます。（1 者 1 名のみ）

６　入札当日必要なもの

（１）入札保証金

入札の際には、見積金額の１００分の５以上の入札保証金を県に納付しなければなりません。

納付は、現金、電子交換所に加盟する金融機関が振り出した〔自己宛小切手〕（線引小切手は除く。）又は銀行等〔※１〕の保証のいずれかに限ります。

入札保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。

※１「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号)」第３条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入を行う組合

（２）その他入札に必要なもの

①代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。
②入札書への押印を省略する場合は、委任の有無にかかわらず、受付時に本人確認を行います。社員証や運転免許証などの顔写真付の本人確認資料を提示してください。

７　落札者の決定方法

（１）有効な入札であり、予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

（２） 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちにくじによる落札者決定を行います。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

８　契約の締結

契約書は、県が定めた県有財産賃貸借契約書により、落札決定通知を受けた日から７日（土曜・日曜及び祝日の閉庁日を除く）以内に提出してください。契約に要する費用は、落札者の負担となります。

なお、７日以内に契約の締結に必要な書類が提出されない場合は、契約予定者としての権利を失うものとします。

９　契約保証金

契約書類の提出と同時に、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を県に納付しなければなりません。

納付は、現金、電子交換所に加盟する金融機関が振り出した銀行振出小切手〔自己宛小切手〕（線引小切手は除く。）又は銀行等〔※１〕の保証のいずれかに限ります。

契約保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、契約保証金は貸付料の一部に充当することができます。

１０　貸付料の納入

貸付料は、契約締結後、県が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。

１１　公序良俗に反する使用等の禁止

次の各号に掲げる事項を禁止します。

① 暴力団員への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

② 暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

③ 契約締結の日から１０年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項各号に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に定める特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

１２　契約の公表

次の各号に掲げる事項は公表します。

① 不動産の所在地

② 区分（土地・建物の別 ）

③ 数量（土地の面積・建物の床面積等）

④ 契約者の氏名又は名称及び住所（市町村名）
⑤ 契約年月日
⑥ 契約金額

１３　入札の延期、中止等

天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがあります。

正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがあります。

１４　その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則その他の法令等に従って県が決定するものとします。